

(別紙2)

事業所評価加算に係る評価対象受給者及び評価対象期間の考え方(国保連合会における事務処理)

*事業所評価加算の算定期間は、4月から3月までの1年度間であり、利用者への周知期間を設けるためには、1月上旬を目処に国保連合会から都道府県に対し加算算定事業所の情報が提供される必要がある。

*このため、国保連合会における事務処理は、選択的サービスの利用者であって、毎年10月までに要支援認定が変更された利用者を対象に行うこととなり、評価対象期間と実際の事務処理期間にズレが生じるものである。

平成29年				平成30年												平成31年									
1月	2月	・・・	12月	・・・	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	・・・				
平成30年度分加算の評価対象期間				平成30年度の加算算定期間																					
				平成31年度分加算の評価対象期間												平成31年度の加算算定期間									
				例1	選択的サービス(4～6月)			更新・変更							対象者確定										
								○評価対象とする																	
				例2	選択的サービス(4～6月)									更新・変更		対象者確定									
								○評価対象とする																	
				例3	選択的サービス(4～6月)									更新・変更	H31年12月に対象者確定し、H32年度の評価対象とする。										
				例4	選択的サービス(4～6月)																				
					更新・変更																更新・変更				
						更新・変更																更新・変更			
							更新・変更																更新・変更		
				×評価対象としない (選択的サービスの受給が3か月に満たない時点で要支援更新認定等が行われているため)												H31年12月に対象者確定し、H32年度の評価対象とする。									
				例5	選択的サービス(11～1月)			更新・変更							○評価対象とする										
														H31年12月に対象者確定し、H32年度の評価対象とする。											
					選択的サービスの受給が年をまたいだ場合でも連続したサービスとして取り扱う。																				

*介護予防訪問リハビリテーションにおいては選択的サービスを介護予防訪問リハビリテーション費と読み替えること。